

【公募型記載例】

町田市立鶴川西地区統合新設小学校建設基本設計・実施設計業務委託 受託候補者選定のためのプロポーザル説明書

2024年4月9日公表

1 事業の経緯、契約の目的

鶴川西地区（鶴川第四小・鶴川第三小）統合新設小学校は2029年4月に開校を予定しており、2023年3月に策定した「町田市鶴川西地区小学校 新たな学校づくり基本計画」及び、「町田市鶴川西地区小学校 新たな学校づくり建設基本計画」を基に、鶴川西地区統合新設小学校の基本設計・実施設計業務を委託します。

2 契約の概要

契約件名	町田市立鶴川西地区統合新設小学校建設基本設計・実施設計業務委託
契約期間 (業務実施期間)	契約書記載の日 ～ 2026年3月19日
履行場所	町田市が指定する場所
委託する業務	町田市立鶴川西地区統合新設小学校建設基本設計・実施設計業務委託仕様書のとおり。
契約約款	町田市が定めた業務委託契約約款を使用する。
契約保証金	契約代金の10分の1以上の金額の契約保証金の納付を求める。 ただし、保険会社との間に履行保証保険契約を締結した場合は免除とする。
契約代金の支払方法	契約締結時に契約代金3割を支払う。 業務完了後に残りの契約代金を一括して支払う。
契約目途額 (予定価格)	契約代金の上限は357,742,000円とする。 ただし、各年度の上限は以下のとおりとする。 2024年度：107,322,600円（税込） 2025年度：250,419,400円（税込） なお、消費税率は10%とする。

3 プロポーザルの目的

このプロポーザルは、契約者を決定するにあたり、価格のみの競争ではなく、事業者及び業務責任者の実績、経験、技術力、企画力等、受託者としての適格性を確認するために行うもので、プロポーザルに参加する事業者（以下「プロポーザル参加者」という。）が提出した提案書等の内容及びヒアリング等の状況を評価し、最も高い評価を受けたプロポーザル参加者を契約候補者として特定します。
ただし、参加がない場合又はプロポーザル参加者の中に適格者がいないときは契約候補者を特定しない場合があります。

4 プロポーザルの形式、参加資格

このプロポーザルは公募型プロポーザルとし、このプロポーザルに参加させる事業者は、以下のすべての条件を満たしている者とし、また、設計共同体の場合、代表者は以下の項目を満たしている者とし、また、構成員は以下の（1）～（4）を満たしている者とし、

（1）東京電子自治体共同運営電子調達サービスにより入札参加資格審査申請を行い、町田市における

- 競争入札参加資格者名簿に申請業種（種目）「建築設計」で登録されていること。
- (2) 町田市入札参加資格停止措置要綱（昭和 62 年 5 月 1 日適用）による入札参加資格停止措置又は町田市契約における暴力団排除措置要綱（平成 21 年 12 月 1 日施行）による入札参加資格停止措置期間中でないこと。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (4) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
 - (5) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの共同格付において、建築設計格付順位が1位から200位以内の建築設計事務所であること。
 - (6) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を継続して5年以上行っていること。
 - (7) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき再生手続き開始の申し立てを受けたとき、手形または小切手は不渡りになったとき等）にない者であること。
 - (8) 直近10年間で公立小中学校の建築設計を完了した実績を有していること。
 - (9) 直近10年間でZEB認証を取得した建築設計を完了した実績を有していること。（協力会社も含む。）
 - (10) 一般社団法人環境共創イニシアチブのZEBプランナーの登録をしていること。（協力会社も含む。）

※ZEB認証の実績及びZEBプランナーの登録については、協力会社の実績、登録の有無のみでも参加要件を満たすこととします。その際は、協力会社の実績等を提出する必要があります。

5 業務実施の条件

業務実施に関して、業務責任者及び総括担当主任技術者、各担当主任技術者は以下の内容に該当することを条件とします。

- (1) 業務責任者は一級建築士であること。
- (2) 設計共同体で参加する場合は2者までとすること。
- (3) 代表者、構成員をすべて明らかにすること。
- (4) 設計共同体の場合は業務責任者を代表者から選任すること。
- (5) 業務責任者及び各担当主任技術者はそれぞれ1名であること。
ただし、総括担当主任技術者は業務責任者と同一とします。
- (6) 業務責任者及び各担当主任技術者は、直近10年間で小中学校の設計業務に携わった実績があること。
- (7) 分担業務分野は以下の表とする。また、主たる分担業務分野を再委託しないこと。

分担業務分野	業務内容
建築（意匠）	令和6年国土交通省告示第8号別添一 1 設計に関する標準業務
構造	
機械設備	
電気設備	
積算	設計図書に基づき建築工事、解体工事等に関する内訳書を作成する業務

- (8) 業務の一部を再委託する場合には、再委託先の協力会社が前項（1）～（4）を満たしていること。

※「業務責任者」とは、建築設計業務委託契約約款記載のほか、本業務の技術上の管理及び総括等を行

う者で、受託者が定めた者をいいます。

「担当主任技術者」とは、各分担業務分野（意匠、構造、積算、機械設備、電気設備等）の業務ごとに、その業務を行うとともに、業務に関する技術者の総括を行う者で受託者が定めた者をいいます。

6 プロポーザルの日程

このプロポーザルは、次の日程で行います。

項番	手続き等	期限等
(1)	案件公表・資料	2024年 4月 9日 (火)
(2)	質疑の提出	2024年 4月 16日 (火) 午後5時まで
(3)	質疑の回答	2024年 4月 19日 (金) 午後3時予定
(4)	参加申請書類の提出	2024年 5月 10日 (金) 午後5時まで
(6)	一次審査・結果通知	2024年 5月 15日 (水) 午後3時予定
(7)	見学会の開催について	2024年 5月 17日 (金) 予定
(8)	質疑の提出（一次審査通過者のみ）	2024年 5月 21日 (火) 午後5時まで
(9)	質疑の回答	2024年 5月 24日 (金) 午後3時予定
(10)	提出書類の作成、提出	2024年 6月 19日 (水) 午後5時まで
(11)	二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	2024年 7月 2日 (火) の指定時間
(12)	二次審査評価、採点	2024年 7月 2日 (火)
(13)	二次審査結果通知、公表	2024年 7月 5日 (金)
(14)	契約内容の調整、仕様書の決定	2024年 7月 12日 (金) まで
(15)	見積書の提出	2024年 7月 16日 (火) 予定
(16)	契約書の調印	2024年 8月 16日 (金) 頃

7 プロポーザルの手順

前記「プロポーザルの日程」に示した項番順に手続きの方法等を説明します。

(1) 案件公表・資料配付

このプロポーザルに関する情報は、随時、町田市ホームページで公表します。

この契約に関する資料及びプロポーザルに参加するために必要な資料は次のとおりです。

- ① プロポーザル説明書
- ② 町田市立鶴川西地区統合新設小学校建設基本設計・実施設計業務委託仕様書（案）
- ③ 業務委託契約書及び約款
- ④ 情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書
- ⑤ 参加申込書作成要領
- ⑥ 一次審査評価要領
- ⑦ 二次審査評価ポイント
- ⑧ プロポーザル参加申請書（様式1）
- ⑨ 会社概要（様式2）
- ⑩ 東京電子共同運営電子調達サービスの建築設計格付順位画面の写し（指定様式なし）
- ⑪ 業務担当者の氏名および会社の体制等（様式3）
- ⑫ 同種・類似業務等実績（様式4-1,2）
- ⑬ 同種・類似業務等実績に記載した業務契約書の写し（指定様式なし）
- ⑭ ZEBプランナー登録証の写し
- ⑮ 業務責任者（総括担当主任技術者）・各担当主任技術者の経歴等（様式5-1,2,3,4,5）
- ⑯ 業務責任者・総括担当主任技術者・各担当主任技術者の経歴等に記載した業務契約書の写し

(指定様式なし)

- ⑰ 協力会社の名簿等 (様式 6)
- ⑱ 経営不振の状態にないことの誓約書 (様式 7)
- ⑲ 委任状 (様式 8)
- ⑳ 設計共同体協定書 (様式 9)
- ㉑ プロポーザル現地見学会参加申込書 (様式 10)
- ㉒ 質疑書 (様式 11)
- ㉓ 提案書 (様式 12)
- ㉔ 見積書 (指定様式なし)
- ㉕ 事業実施方針 (様式 13)
- ㉖ 企画書 (様式 14)
- ㉗ 工程表 (指定様式なし)

これらの資料は町田市ホームページに掲載してありますので、必要に応じてダウンロードしてください。

町田市ホームページ URL : <https://www.city.machida.tokyo.jp>

事業者の方へ>入札・契約>プロポーザルによる契約案件の公表>公募型プロポーザル

(2) 質疑の提出

本案件の一次審査に関する質問は、「質疑書 (様式 11)」に記載し、電子メールに添付して「9 本案件に係る問合せ先」の電子メールアドレスへ送付してください。受付期間は 2024 年 4 月 16 日 (火) 午後 5 時までとします。電子メール送信の際の件名は次のとおりとします。

件名 : 【質疑】 + 参加業者名 + 送信年月日

例 : 【質疑】 株式会社▲▲▲240401

(株式会社▲▲▲が 2024 年 4 月 1 日に質疑書を送信した場合)

(3) 質疑の回答

「質疑回答書」は、2024 年 4 月 19 日 (金) 午後 3 時頃に町田市ホームページに一定期間掲示します。

(4) 参加申請書類の提出

参加を希望する事業者は、「参加申込書作成要領」に記載される一次審査に必要な書類一式を作成し、2024 年 5 月 10 日 (金) 午後 5 時までに、町田市教育委員会学校教育課 (町田市庁舎 10 階) に持参してください。郵送の場合は簡易書留等の配達記録が残る方法とし、提出期限までに必着とします。

(5) 一次審査 (書類審査)

このプロポーザルのために組織した評価委員会の委員長において、提出された参加申請書類を基に、参加資格要件を満たしているか審査します。また、申込者が 5 者を超えた場合は下表の評価項目及び配点により、上位 5 位以内を決定します。(設計共同体の場合は代表者が評価対象)

なお、提出書類が所定の形式に適合しない場合は減点することがあります。

		評価項目	配点
事務所	1	同種業務実績	10 点
	2	類似業務実績	10 点
	3	ZEB 認証に関する実績	10 点
	4	技術者数	10 点
	5	有資格者数	10 点
	6	自己資産比率	10 点

担当者	7	業務責任者（総括担当主任技術者）	業務実績	10点
	8		経験年数	10点
	9		ZEB 認証に関する実績	10点
	10	意匠担当主任技術者	業務実績	10点
	11		経験年数	10点
	12		ZEB 認証に関する実績	10点
	13		保有資格	10点
	14	構造担当主任技術者	業務実績	10点
	15		経験年数	10点
	16		ZEB 認証に関する実績	10点
	17		保有資格	10点
	18	機械設備担当主任技術者	業務実績	10点
	19		経験年数	10点
	20		ZEB 認証に関する実績	10点
	21		保有資格	10点
	22	電気設備担当主任技術者	業務実績	10点
	23		経験年数	10点
	24		ZEB 認証に関する実績	10点
	25		保有資格	10点
		合計		

(6) 一次審査結果通知

参加申請書類を提出した事業者には、選考結果について「一次審査結果通知書」を電子メールで送付します。

なお、一次審査を通過した事業者（以下、「一次審査結果通過者」という。）には別途プレゼンテーション及びヒアリングを行う日時と会場指定した「二次審査開催通知書」を併せて送付します。

(7) 見学会の開催について

本プロポーザルの対象校への直接の問い合わせ及び敷地内へは立ち入ることはできません。そのため、一次審査結果通過者を対象に対象校の見学会を開催します。参加する際は「プロポーザル現地見学会参加申込書（様式10）」を使用し、電子メールに添付して「9 本案件に係る問合せ先」の電子メールアドレスへ送付してください。受付期間は2024年5月16日（木）午後5時までとします。

※メール件名は、「鶴川西地区統合新設小学校現地見学会参加申込（社名）」と記載ください。

※詳細は「プロポーザル現地見学会参加申込書（様式10）」を確認ください。

(8) 質疑の提出（一次審査通過者のみ）

本案件の二次審査に関する質問は、「質疑書（様式11）」に記載し、電子メールに添付して「9 本案件に係る問合せ先」の電子メールアドレスへ送付してください。受付期間は2024年5月21日（火）午後5時までとします。

電子メール送信の際の件名は次のとおりとします。

件名：【質疑】＋参加業者名＋送信年月日

例：【質疑】株式会社▲▲▲240401

（株式会社▲▲▲が2024年4月1日に質疑書を送信した場合）

(9) 質疑の回答

提出された質問事項への回答全てを取りまとめて、一次審査通過者へ「質疑回答書」を電子メールにて添付して送付します。

一次審査通過者へ通知後「質疑回答書」は、2024年5月24日（金）午後3時頃に町田市ホームページに一定期間掲示します。

(10) 必要書類の提出

次のとおり必要書類を作成し、2024年6月19日（水）午後5時までに、町田市教育委員会学校教育部施設課（町田市庁舎10階）に持参してください。郵送の場合は簡易書留等の配達記録が残る方法とし、提出期限までに必着とします。

必要書類の作成にあたっての注意事項	
<p>【共通事項】 指定がある場合を除き、A4判普通紙を縦置き又は横置きに使用し、文章は横書きとしてください。 文字サイズは10ポイント以上とします。文字等の色指定はありません。 提案書及び見積書を除き、提出書類には会社名、ロゴマーク等、作成者がだれであるかが分かる表示は一切しないでください。</p>	
書類等の名称、様式	記述内容、提出部数等
提案書 ＜様式12＞	必要事項を漏れなく記入し、代表者又は契約代理人名義で記名押印してください。また、設計共同体の場合は代表者及び構成員を記名押印してください。 押印は東京電子自治体共同運営の受付票の印影と同一としてください。
見積書 ＜様式自由＞	様式は自由です。できるだけ詳細な内訳書を添付してください。 見積り金額には消費税を含みます。ただし、契約目途額を超える金額は記載できません。
業務実施方針 ＜様式13＞ A3 1ページ	業務の取組体制、業務担当者の手持ち業務状況、特に重視する設計上の配慮事項（様式13は除く）、その他の業務実施上の配慮事項等を記述してください。
工程計画表 ＜様式自由＞ 1ページ	基本設計・実施設計を進める上で、協議先（学校、学童管理者等）を踏まえた実施スケジュールを記載してください。
企画書 ＜様式14＞ A3 2ページ内	次のテーマについて記述してください。 ① 「統合する学校像について」 ・「町田市未来づくりビジョン2040」、「学校教育プラン24-28」、「町田市新たな学校づくり推進計画」、「町田市鶴川西地区小学校 新たな学校づくり基本計画」「町田市鶴川西地区小学校 新たな学校づくり建設基本計画」を踏まえ、児童の多様性や教育内容、教育形態に相応しいフレキシブルな施設及び設備のあり方、配置計画案について記述してください。 ・鶴川第四小学校の敷地形状や地域開放を踏まえ、周辺環境への調和や配慮等、地域との繋がりを大切に捉えた施設整備のあり方について記述してください。 ② 「学校施設の環境整備について」 ・学校施設のZEB化、木質化により児童及び教職員等の快適さと教育環境の両立、維持管理の視点も踏まえた提案をレイアウトや仕様等を明記し、具体的に記述してください。 ・将来的にICTを活用した教育活動が優位になることが想定される中で、学校に通学する意味を踏まえて、オープンスペース・ラーニングセンターの位置づけや考え方、配置計画案について記述してください ③ 「地域活動拠点の環境整備について」 ・地域交流や市民活動の拠点について、地域開放想定施設及び教室の関係性を踏まえ、コミュニティールームやラーニングセンターなどの位置づけや施

設整備について記述してください。

④ 「建設費・管理費の低減について」
 ・物価上昇や建設業の働き方改革による影響を踏まえ、建設費の低減について、具体的な施工方法や建築材料等を工夫できる点を記述してください。
 ・施設の目標耐用年数80年を踏まえ、管理費の低減について、具体的な取り組みを記述してください。

⑤ 「独自提案について」
 ・上記項目も含めて、より良い学校施設をつくるにあたり、具体的な取り組みを記述してください。

【提出書類】
 ○提案書・・・1部 ○業務実施方針・・・6部 ○工程計画表・・・6部
 ○見積書・・・1部 ○企画書・・・6部

【書類の綴り方】
 ・提出書類を1組ごとに重ね、左上をホチキスでとめてください。

(11) 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを行います。プレゼンテーションに出席しない場合は、採点しません。

項目名	注意事項等
日時	2024年7月2日（火） 集合時間は、二次審査開催通知書で指定します。
会場	町田市庁舎2階 2-1会議室（控え室：8階 8-1会議室）
内容	始めに、提出した企画書等の内容について、20分間以内で説明してください。パソコン、プロジェクター等の機材は使用できません。 次に、評価委員から質問しますので、簡潔に回答してください。質疑時間は20分間とします。
説明員	原則として、契約締結後に業務責任者になる予定の方が説明及び回答を行ってください。 会場に入室できるのは、業務責任者を含め計4名以内でお願いします。 入室する方は、会社名を表示した衣類やバッジ等、会社名を特定できるようなものを身に着けないでください。

(12) 評価、採点

評価委員会において、プロポーザル参加者の提案及び、プレゼンテーション等の状況の評価、採点し、評価点が最も高い者を契約候補者とし、評価点が2番目に高い者を次点者とします。ただし、

各委員が評価した点数（見積金額に点数は除く）の平均点の合計が満点の5割に満たない場合は契約候補者及び次点者に特定しません。なお、契約候補者が辞退した場合は次点者が繰り上げで契約候補者となります。

二次審査の評価は一次審査の合計点を加算しません。評価項目等については下表に基づき評価します。また、最高得点を取得した者が2者以上ある場合は、下表のA項目の合計点が高い方を契約候補者に特定します。なお、提出書類が所定の形式に適合していない場合は減点することがあります。

評価項目			点数
A	ヒアリング	取組意欲・熱意、信頼性、業務の理解度、業務説明	20
	企画提案	業務実施方針及び工程計画の的確性・実現性	20
		企画①	40
		企画②	50
		企画③	30
		企画④	20
	企画⑤	10	
B	見積金額		10
合計 (A+B)			200

(13) 二次審査結果通知、公表

二次審査の参加者全員にメールで「プロポーザル評価結果通知書」を送付し、契約候補者として特定した者の名称を通知するとともに、町田市ホームページで「採点結果調書」を公表します。

(14) 契約内容の調整、仕様書の決定

契約候補者と学校教育部施設課及び財務部営繕課とで業務内容等の調整を行い、仕様書を確定します。

(15) 見積書の提出

契約候補者は、確定した契約内容に基づき、契約締結に向けた見積書を提出します。なお、見積金額については、7 (10) で提出された見積書の金額を上限とします。

(16) 契約書の調印

上記見積り金額をもって契約代金とし、契約を締結します。

8 その他留意事項

- (1) プロポーザルに参加する費用は、すべてプロポーザル参加者の負担とします。
- (2) 提出書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とします。また、提出書類等で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとします。
- (3) 提出後の提案書等の修正又は変更はできません。ただし、やむをえない理由により修正又は変更が生じた場合で、町田市が承諾したものについてはこの限りではありません。
- (4) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、無効とします。
 - ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合。
 - ② 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
 - ③ 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。
 - ④ 提出書類が指定の様式及び記述内容に適合しない場合。
 - ⑤ 提出書類に虚偽の記載がある場合。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、町田市入札参加資格停止措置要綱に基づき資格停止措置等を行うことがあります。

- (6) 契約候補者が契約までに、参加資格要件のいずれかの要件を欠くこととなった時は、契約の締結はできません。
- (7) 提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属します。ただし、町田市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- また、提出された提案書、企画書等について町田市情報公開条例に基づく情報公開請求があったときは、条例に基づき、原則として公開します。
- (8) 提出された書類は一切返却いたしません。

9 本案件に係る問い合わせ先

町田市教育委員会学校教育部施設課 (町田市庁舎 10 階)
所在地：〒194-8520 町田市森野2丁目2番22号
電話：042-724-2174
e-mail：mcity6790@city.machida.tokyo.jp

(参 考) 計画概要

学校名	(仮称) 町田市立鶴川西地区統合新設小学校
建設予定地	東京都町田市鶴川三丁目 22 番地
計画スケジュール	1. 基本設計 : 2024 年度 2. 実施設計 : 2025 年度 3. 計画通知 : 2025 年 12 月予定 4. 解体・建設工事 : 2026~2028 年度 5. 新校舎使用開始 : 2029 年度
予定金額	予定建設工事費 6,879,730,000 円 (税込み) (アスベスト撤去費は含まない)